

令和5年度 住民税の申告について

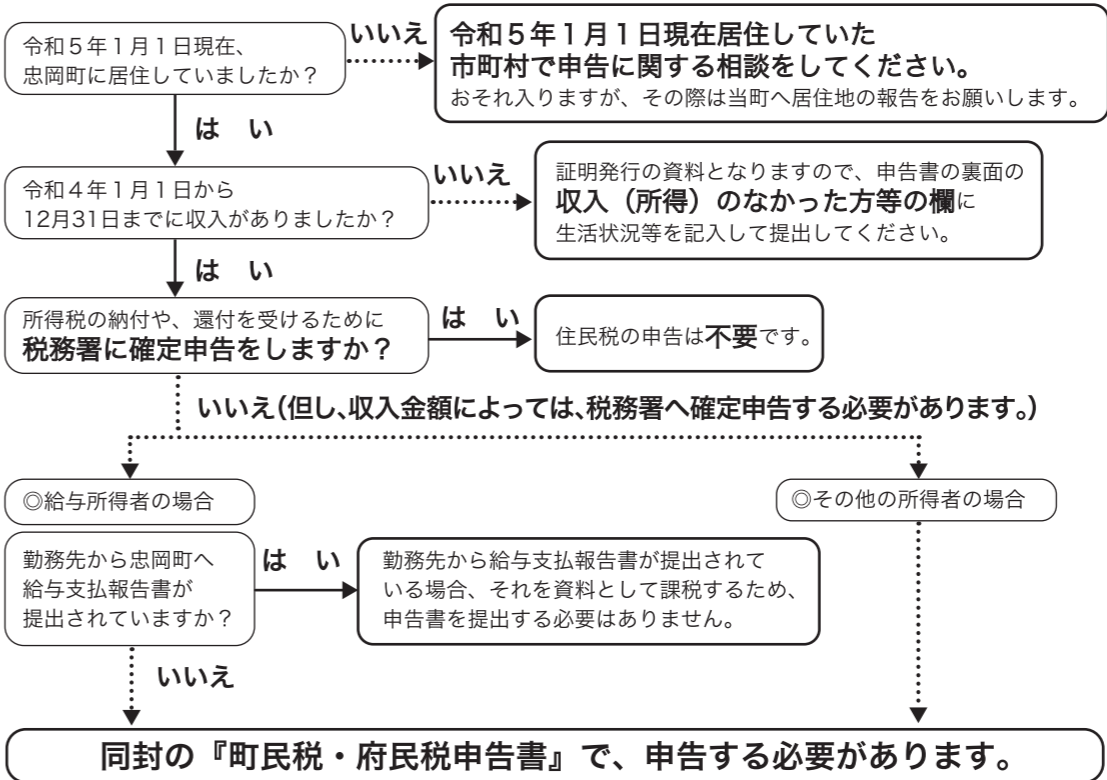
住民税とは…

市町村民税と府民税を合わせて、「住民税」と呼ばれています。
市町村や府が行う住民に身近な行政サービスに必要な経費を、住民にその能力(担税力)に応じて広く分担してもらうものです。
なお、住民税は毎年1月1日現在に居住していた市町村へ、前年(1月1日～12月31日)に生じた所得を申告し、納税していただくことになっています。
※所得に関する証明は、申告をした市町村で発行されます。

住民税の申告につきましては、毎年、住民のみなさまのご協力をいただいておりますが、令和5年度も申告していただく時期になりました。
この申告は、あなたの住民税額を正しく算出する基礎となり、所得証明、納税証明など諸証明発行にあたって重要なものですから、**同封の申告書を令和5年3月15日(申告期限)までに、必ず提出**してください。

あなたは、住民税の申告をする必要は？

はじめり



※ 公的年金等の収入金額が400万円以下などの理由により、確定申告書の提出が不要な人であっても、住民税の申告により、給与・年金の源泉徴収票に記載のない控除を追加することで、税額が減額される場合があります。

申告期限 令和5年3月15日(水)

◎この申告書を提出した人は、事業税の申告書を提出する必要がありません。

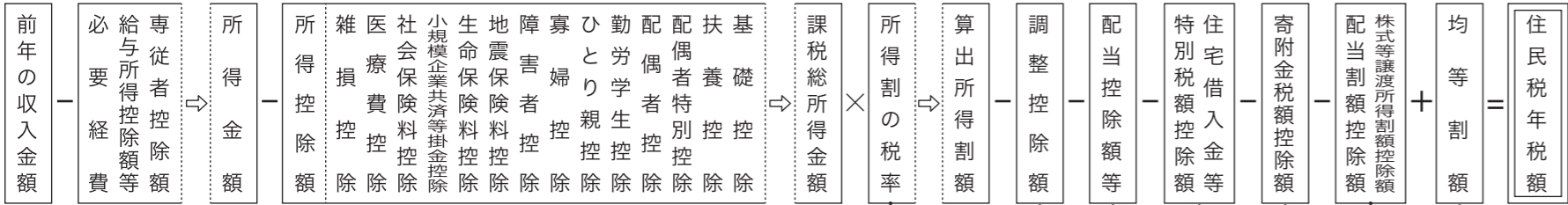
令和5年度 主要改正点

- 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の適用期限の延長
住宅ローン控除の適用期限が4年延長され、令和7年12月31日までに入居した者が対象となりました。(詳しくは裏面を参照)
- 民法の成年年齢の引下げ(18歳または19歳の人)について
民法の成年年齢の引下げに伴い、令和5年度から、1月1日(賦課期日)時点で18歳または19歳の方は、住民税の非課税判定において未成年者にあたらないこととなりました。
- セルフメディケーション税制の見直し
セルフメディケーション税制の対象となる医薬品について、一定の見直しが行われました。また、手続の簡素化を図った上で、適用期限が令和8年12月31日まで延長されました。

申告書の記入などについて、わかりにくい点がありましたら、ご遠慮なく係までおたずねください。
連絡先 忠岡町役場 住民部 税務課 住民税係 ☎0725(22)1122 内線182・183
〒595-0805 泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

【申告書の書き方】へ

【住民税額の計算方法】



所得割の税率(総合分)

課税総所得金額	町民税 税率	府民税 税率
一律	6%	4%

調整控除

- 住民税の合計課税所得金額が200万円以下の人
①と②のいずれか小さい額の5%
①人的控除額の差の合計額 ②住民税の合計課税所得金額
- 住民税の合計課税所得金額が200万円超の人
[人的控除額の差の合計額-(住民税の合計課税所得金額-200万円)]の5%
ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とします。
※住民税の合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額とする。
※合計所得金額が2,500万円を超える人については、調整控除の適用はできないこととされました。

控除の種類		人的控除額の差	
基礎控除		2,500万円以下	5万円※
配偶者控除	一般	900万円以下	5万円
		900万円超950万円以下	4万円
	老人(70歳以上)	950万円超1,000万円以下	2万円
		900万円以下	10万円
		900万円超950万円以下	6万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得48万円超50万円未満	900万円超950万円以下	3万円
		950万円超1,000万円以下	2万円
	配偶者の合計所得50万円以上55万円未満	900万円以下	5万円
		900万円超950万円以下	4万円
		950万円超1,000万円以下	2万円
扶養控除		900万円以下	3万円※
扶養控除(19歳以上23歳未満)		900万円超950万円以下	2万円※
扶養控除(70歳以上)		950万円超1,000万円以下	1万円※
老親等同居加算			5万円
障害者控除			18万円
特別障害者控除			10万円
同居特別障害者控除			3万円
寡婦控除			1万円
ひとり親控除(母)			1万円
ひとり親控除(父)			5万円
勤労学生控除			1万円※

※ 調整控除の対象となる人的控除の差を記載しているため、基礎控除・配偶者特別控除・ひとり親控除の差額とは異なります。

控除の説明

- 障害者控除(普通) 身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けている人、精神に障害があり政令で定められている人等
(特別) 上記の人のうち、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級等
※介護保険で要介護及び要支援の認定を受けた人でも、この控除を受けるには、申告時に町が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。
- 寡婦控除 ①夫と離婚してから婚姻しておらず、子以外の扶養親族がいる人で合計所得金額が500万円以下の人
②夫と死別してから婚姻していない人または夫の生死が不明の人で、合計所得金額が500万円以下の人(この場合、扶養親族の要件はありません。)
- ひとり親控除 婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない人に限る)を有する単身者で合計所得金額が500万円以下の人
※寡婦控除 ひとり親控除のいずれについても、住民票の統柄に「夫(未届)」 「妻(未届)」の記載があるものは対象外となります。
- 勤労学生控除 勤労学生のうち合計所得金額が75万円以下でかつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の人
- 配偶者控除・配偶者特別控除 あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、自己の配偶者(内縁関係は含まない)のうち生計を一にする人(事業専従者を除く)で、配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合は配偶者控除、48万円超133万円以下の場合は配偶者特別控除が受けられます。(裏面表5参照)
なお、配偶者の合計所得金額が48万円以下かつ年齢70歳以上の人(昭和28年1月1日以前に生まれた人)は老人控除対象配偶者となります。
生計を一にする親族で合計所得金額が48万円以下の人(事業専従者を除く)※16歳未満の人に係る扶養控除は廃止されました。
年齢19歳以上23歳未満の人(平成12年1月2日から、平成16年1月1日までに生まれた人)
年齢70歳以上の人(昭和28年1月1日以前に生まれた人)
(同居老親等) 同居している老人扶養親族であなにか配偶者の直系尊属の人
- 基礎控除 あなたの合計所得金額に応じて控除されます。(裏面表6参照)

※外国居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には親族関係書類及び送金関係書類が必要です。

配当控除は、配当所得のある人が受けられます。
詳しくは、係までお問い合わせください。

均等割の税率(年額)

町民税	3,500円	府民税	1,800円
-----	--------	-----	--------

(府民税には大阪府森林環境税300円を含みます)

寄附金税額控除額

大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪府支部、地方公共団体(ふるさと寄附金等)またはその他条例で定めるものへの年間寄附金合計額(総所得金額等の30%が上限)から2,000円を差し引いた額を対象として、所得割額から控除されます。(地方公共団体への寄附金の場合の控除額=下記の①と②の計、それ以外の場合の控除額=①のみ)

- ①基本控除額=寄附金控除対象額×10%(町民税6%+府民税4%)
- ②特例控除額=寄附金控除対象額×下記に定める割合(個人住民税所得割額の20%を上限とする)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%

0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合) 90%

0円未満(課税山林所得金額または課税退職所得金額を有する場合) 地方税法に定める割合

※上記に該当しない場合は地方税法に定める割合となります。

配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

配当割額または株式等譲渡所得割額の控除がある場合、所得割額より控除されます。控除しきれない額がある場合は、還付または充当されます。

区分	町民税	府民税
配当割額または株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

- 平成25年から令和7年12月31日までに入居した人
所得税の住宅ローン控除の適用を受けている人は、次のA、Bいずれか小さい額を所得割額から控除します。(控除期間は10年間)
A:所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
B:所得税の課税総所得金額等の額の5%(最高97,500円)
(平成26年4月1日から令和3年12月31日までに入居した人のうち、消費税率が8%又は10%である場合は、所得税の課税総所得金額等の額の7%(最高136,500円))

※令和元年10月1日から令和7年12月31日までに入居し、消費税率が10%である場合は、控除期間13年の特例措置が適用されます。
※所得税において、すべて控除しきれなかった場合は住民税の控除はありません。
※所得税に関する手続き(年末調整、確定申告等)を行えば、特別な申請(申告)は不要です。
※平成19年から平成20年までに入居し、15年間の控除額の特例を選択した人は所得税からの控除のみとなり、住民税からの控除はありません。

非課税について

- (1)障害者、未成年者(平成17年1月3日以降に生まれた婚姻歴のない人)、寡婦・ひとり親に該当される人は、合計所得金額が135万円以下の場合非課税になります。
 - (2)均等割非課税 合計所得金額≤35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+21万円(※)
 - (3)所得割非課税 総所得金額等≤35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+32万円(※)
- (※)下線部分の加算額は同一生計配偶者または扶養親族がある場合のみ算入(注意) 非課税限度額の算定等には16歳未満の年少扶養親族(平成19年1月2日以降に生まれた人)も含めます。

地方税法の改正があった場合は、改正後の税法により税額を計算します。